

## 議案第11号

### 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和7年2月25日提出

養父市長 大 林 賢 一

### 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(養父市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 養父市職員の給与に関する条例（平成16年養父市条例第54号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第27条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にとっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第27条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第27条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にとっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第27条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職</p>

改 正 案	現 行
<p>員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>4～6 （略）</p>	<p>員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>4～6 （略）</p>

(養父市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部改正)

第2条 養父市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例（平成16年養父市条例第274号）の一部を次の表のように改正する。

(下線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

(養父市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第3条 養父市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成16年養父市条例第276号)の一部を次の表のように改正する。

(下線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(6) (略)</p>	<p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(6) (略)</p>

(養父市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第4条 養父市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年養父市条例第1号)の一部を次の表のように改正する。(下線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
第52条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。	第52条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。
第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。
第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

- 3 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(養父市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の養父市職員の給与に関する条例第27条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。